

合同会社NWE-09インベストメント「(仮称)国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見について

平成30年12月3日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、合同会社NWE-09インベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：大分県国東市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大45,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 9月13日
環境大臣意見受理	平成30年11月16日
経済産業大臣意見	平成30年 12月 3日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742(直通)

合同会社NWE-09インベストメント「(仮称)国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境配慮等

今後の環境影響評価手続等においては、本事業者が適切な環境影響評価及び環境配慮を行うために必要な体制の整備及び強化を引き続き行うこと。

また、方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、大分県、国東市等の関係行政機関等との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

(2) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2)及び2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、最も近い住居は、同区域から

約300mの距離にあることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、最も近い住居は、同区域から約300mの距離にあることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律29号)に基づき指定された砂防指定地、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、大分県が公表する山地災害危険箇所(山腹崩壊危険地区等)等が存在していることから、土地の改変に慎重を要する区域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には複数のため池が存在するほか、生活用水として利用されている湧水の取水点等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、土地の改変を行う範囲と湧水の取水点等との距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に関する影響

事業実施想定区域は瀬戸内海国立公園と隣接しており、当該公園内には「鷲巣岳線道路（歩道）」等の利用施設が存在しているほか、当該区域の周辺には「一路一景公園」、「五辻不動尊」等の主要な眺望点が存在している。また、当該区域及びその周辺の里地里山景観は、農村を取り巻く山麓一体のクヌギ林として世界農業遺産の構成要素ともなっている景観を形成している。これらのことから、本事業の実施により、これらの重要な景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。特に、世界農業遺産の関係機関とは上記景観資源の眺望点について十分な協議・調整を行うこと。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。